

# パークアンドライド施設等概略設計業務委託 仕様書

## 第1章 総 則

### 1 業務名並びに業務場所

業務名：パークアンドライド施設等概略設計業務委託  
業務場所：宇都宮市駒生1丁目

### 2 本業務の背景と理由

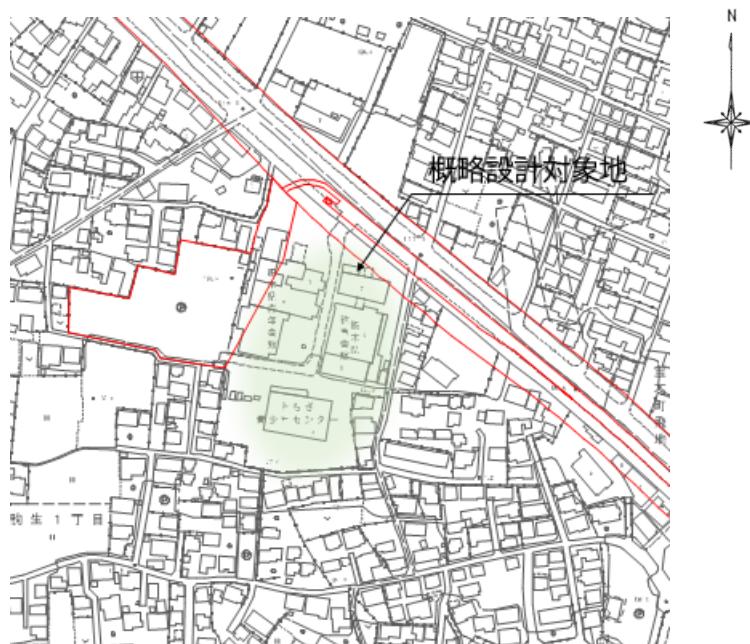
J R 宇都宮駅西側延伸区間の検討にあたっては、本市が掲げるN C C の形成に向け、公共交通と自動車交通が共存する誰もが快適に移動できる、総合的な交通ネットワークを実現するため、ライトラインを基軸とし、鉄道やバス、自動車、自転車などの多様な交通手段を組み合わせ、地域にあわせた最適な交通体系の構築を進めていく必要がある。

### 3 業務の目的

本業務においては、都心部への過度な自動車交通の流入抑制を図り、交通渋滞の緩和や交通流の改善が期待できるパークアンドライド施設等の整備内容の深化化に向けた施設の概略設計を実施するものである。

### 4 計画地の現況

#### (1) 概略設計対象地



## (2) 概略設計対象地における用途地域等

- ・ 用途地域 : 第一種住居地域（前面道路から 40 m 以降）  
第二種住居地域（前面道路から 40 m まで）
- ・ 日影規制 : 制限を受ける建築物（建築物の高さ 10 m 超）  
平均地盤面からの高さ（4 m）  
敷地境界線から 5 m 超 10 m 以内（5 時間）  
敷地境界線から 10 m 超（3 時間）
- ・ 建蔽率 : 60 %
- ・ 容積率 : 200 %
- ・ 対象面積 : 約 1.3 ha

## 5 業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 25 日までとする。

本業務の期間については、市議会の予算繰越承認を受けた場合、令和 9 年 3 月 10 日を完了期限とする工期の延長を行う予定である。

## 6 その他

本市が発注する関連業務委託等との連携を十分に図ることとする。

## 第 2 章 共通仕様

### 1 適用範囲

本仕様書は、「パークアンドライド施設等概略設計業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 2 通則

本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書のほか、業務委託契約書、宇都宮市業務委託共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）及びその他諸法令・諸規定を遵守して業務の円滑な進捗を図るものとする。

本業務の内容は、第 3 章 特記仕様によるものとする。

### 3 貸与資料

発注者が貸与する資料等は下記のとおりとする。

- ・ 交通結節点等施設整備検討業務 令和 7 年 12 月

### 第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

#### 1 業務計画の立案

本業務の背景・目的を踏まえ、業務計画の立案を行う。

#### 2 パークアンドライド施設等の整備方針案の作成

本市が目指すべきまちづくりや駐車場施策等と整合を図りながら、パークアンドライド施設等の目指すべき整備方針案を提案すること。

提案にあたっては、パークアンドライド施設の整備を軸に、必要な機能や既存機能との連携も視野に入れながら、ライトライン利用者の利便性向上に資するものであること。

#### 3 パークアンドライド施設等へ導入する機能・規模の精査

既往検討業務(令和6年度交通結節点等施設整備検討業務)の成果を活用し、別途実施予定の交通影響評価の検証結果を踏まえながら、交通結節機能・施設規模を精査する。

精査にあたっての重視する観点や精査の進め方について提案すること。なお、ライトライン利用者の利便性の最大化に向けて、その他必要となる機能にも配慮すること。

#### 4 パークアンドライド施設等の配置計画の検討

上記で整理された機能及び施設規模を確保するとともに、留置施設等を踏まえた配置計画を3案程度比較検討し、選定された最適案に対して、平面計画図(平面図・断面図・立面図・施設配置等)を作成すること。

比較検討にあたっては、実現可能性の高い内容としていくため、現行制度に限らず、施設整備に必要な様々な制度等を踏まえた提案をすること。

#### 5 打合せ協議

業務開始時、中間(3回)、業務完了時において適宜打合せ協議を行う。

#### 6 報告書の作成

前記の1～5までの業務内容について、報告書及び概要版を作成する。

# 位置圖



## 概略設計対象地

駒生 1 丁目